

# 11 軽油引取税表

## 軽油の引取数量

区 分		数 量 ・ 件 数
引 取 数 量 ①		(k) 341,482
課 税 対 象 と な ら な い 数 量 ②		(k) 42,344
差 引 ①-② ③		(k) 299,138
欠 減 量	特 約 業 者 分 1/100	(k) 2,618
	元 売 業 者 0.3/100	(k) 125
	計 ④	(k) 2,743
課 税 標 準 量 ③-④ ⑤		(k) 296,395
申 告	燃 料 炭 化 水 素 油 の 販 売 量 ( 法 1 4 4 の 2 ③ )	(k) 0
	課 税 対 象 と な ら な い 数 量	(k) 0
納 付	軽油又は燃料炭化水素油の販売量 ( 法 1 4 4 の 2 ④ )	(k) 0
	課 税 対 象 と な ら な い 数 量	(k) 0
等 の 分	炭化水素油の消費量(法144の2⑤)	(k) 0
	課 税 対 象 と な ら な い 数 量	(k) 0
等 の 分	みなす課税された軽油の消費・譲渡 量 ( 法 1 4 4 の 3 ① V )	(k) 0
	課 税 対 象 と な ら な い 数 量	(k) 0
等 の 分	みなす課税された軽油の輸入 量 ( 法 1 4 4 の 3 ① VI )	(k) 0
	そ の 他	(k) 1,222
等 の 分	課 税 対 象 と な ら な い 数 量	(k) 125
	計 ⑥	(k) 1,222
等 の 分	課 税 対 象 と な ら な い 数 量 の 計 ⑦	(k) 125
	課 税 標 準 量 ⑥-⑦ ⑧	(k) 1,097
合 計 ⑤+⑧		(k) 297,492

			数 量 ・ 件 数
特 別 徴 収 義 務 者 数 等	元売業者	本 店 の 数	(件) 0
		登 録 数	17
		事 務 所 等 の 数	11
特 約 業 者	特約業者	本 店 の 数	54
		登 録 数	143
		事 務 所 等 の 数	234
計	計	本 店 の 数	54
		登 録 数	160
		事 務 所 等 の 数	245
仮 特 約 業 者	仮特約業者	本 店 の 数	
		事 務 所 等 の 数	
そ の 他 の 者	その他の者	本 店 の 数	
		事 務 所 等 の 数	

- (注) 1 この表は、当該年度において課税されたものについて掲載した。  
 2 「引取数量」欄には、特約業者又は元売業者からの引取りに係る軽油の数量を掲載した。  
 3 「特別徴収義務者数」は、当該年度3月末日現在で掲載した。

# 課税対象とならない数量

区 分		免税軽油 使用者数等 ①	数 量 ( k l ) ②	みなす課税		引取課税		普通徴収		通告処分・告発	
				件数	税額 (千円)	件数	税額 (千円)	件数	税額 (千円)	件数	税額 (千円)
法 第 百 四 十 四 条 の 五	輸出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	外国船籍の船舶の船用品										
	その他										
	課税済み	47	18,577								
	小計(A)	47	18,577	0	0	0	0	0	0	0	0
の 六 条	石油化学製品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	エチレン等の原料の用途										
	ポリプロピレンの製造工程等										
七 法 附 則 第 十 二 条 の 二 項	第 一 号 関 係	船舶	317	1,759	0	0	0	0	0	0	0
		漁船	91	562							
		自衛隊									
		海上保安庁	1	X							
		その他	225	982							

区 分		免税軽油 使用者数等 ①	数 量 ( k l ) ②	みなす課税		引取課税		普通徴収		通告処分・告発		
				件数	税額 (千円)	件数	税額 (千円)	件数	税額 (千円)	件数	税額 (千円)	
法 附 則 第 十 二 条 の 二 項	第 二 号 関 係	自衛隊(機材等)										
		第 三 号 関 係	鉄道事業	1	X							
			軌道事業									
			専用の軌道を設置する者 専用軌道において車両の入換作業を 営む者	1	X							
		第 四 号 関 係	農業等	15,180	10,257	7	22	0	0	0	0	0
			国									
			地方公共団体	6	11							
			委託を受けて農作業を行う者	26	103							
			農地の造成又は改良を主たる 業務とする者									
			その他	15,148	10,143	7	22					
		第 一 号 関 係	林業等	39	1,843	8	16	0	0	0	0	0
			国									
			地方公共団体									
			森林産業を営む者	32	282	8	16					
			その他	7	1,561							

区分	免税軽油 使用者数等 ①	数量 (k l) ②	みなす課税		引取課税		普通徴収		通告処分・告発		
			件数	税額 (千円)	件数	税額 (千円)	件数	税額 (千円)	件数	税額 (千円)	
法 附 則 第 十 二 条 の 二 の 七 第 一 項	第 五 号 関 係	セメント製品製造業(生コンクリート 製造業を除く)	16	219							
		生コンクリート製造業	4	43							
		鉱物の採掘事業	38	5,587	2	6					
		とび・土工事業	4	240							
		鉱さい・ガラス製造業									
		潜水重送業	3	133							
		倉庫業	1	X							
		貨物利用重送事業									

区分	免税軽油 使用者数等 ①	数量 (k l) ②	みなす課税		引取課税		普通徴収		通告処分・告発		
			件数	税額 (千円)	件数	税額 (千円)	件数	税額 (千円)	件数	税額 (千円)	
法 附 則 第 十 二 条 の 二 の 七 第 一 項	第 五 号 関 係	鉄道貨物輸送業									
		航空重送サービス業									
		廃棄物処理事業	13	227	1	X	0	0	0	0	0
		地方公共団体	4	12							
		地方公共団体の長の許可等を受 けた者	9	215	1	X					
		国土交通大臣の許可を受けた者									
		木材加工業	26	496	130	211					
		木材市場業	3	7							
		パーク増設製造業	1	X							
		索道事業	26	392							
小計⑧	15,673	23,767	148	260	0	0	0	0	0	0	
法附則第十二条の二の七第五項関係③											
法附則第十二条の二の七第六項関係④											
アメリカ合衆国産油関係⑤											
外国公館等の暖房用ボイラー関係⑥											
合計 ① + ② + ③ + ④ + ⑤ + ⑥	15,720	42,344	148	260	0	0	0	0	0	0	

(注) 統計表中の「X」は情報を保護する観点から計数を秘匿としている。